

元気いっぱい 笑顔いっぱい あいしょうキッズ



秦川保育園 きりんぐみ（4歳児クラス）

毎朝「おはよう！」と元気いっぱいの挨拶が聞こえてくるきりん組の子どもたち。お外で遊ぶことが大好きで、天気の良い日には、鬼ごっこや砂場、雲梯など、好きな遊びをお友達と楽しんでいます。いろんなことに挑戦しながら、みんなで楽しく過ごしていこうね。

きりん組担任 柿添 千紗



愛知川幼稚園 ひまわりぐみ（5歳児クラス）

21人21色の個性あふれるひまわり組。砂場や泥遊び、水遊びなどいつも全力で楽しむ姿がとてもキラキラしています！これからも元気いっぱいの笑顔があふれるひまわり組で幼稚園を盛り上げていこうね！

ひまわり組担任 永峰 和弥、岡本 美咲、一之瀬 由佳

わたしのギャラリー



秦荘東小学校6年
川居 優斗さん

ぼくががんばったところは、水とうの模様を描くところでした。難しかったですが、字を書くところや周りの背景も工夫してがんばりました。



秦荘東小学校6年
竹中 妃聖さん

私は、うわぐつ袋を描きました。がんばったところは、よごれやぶらさがり感を出したところでした。他にも名前シールをがんばりました。



愛知川東小学校3年
岡田 琉空さん

絵の具を使ってかくところ、水をたくさん使うように工夫しました。すきなものをたくさん紙にかきました。



愛知川東小学校3年
荒木 美空さん

絵の具のグラデーションがきれいにできるように工夫しました。雲をかくのがおもしろかったけど、がんばりました。



愛知川東小学校3年
長瀬 滯さん

左上の絵の月のところをがんばりました。何じゅうも丸をかきました。花火とひまわりは夏っぽくしました。くだものの絵はこまかく切りました。



高齢者お元気予報 (第21回)

「明るく・楽しく 介護予防」地域包括支援センターだより

「障害者差別解消法」が変わります！合理的配慮の提供が義務化へ。

「①お店で食事をしたいが、車椅子のままテーブルにつけない」「②セミナーに出たが、手が不自由でホワイトボードのメモがとれない」「③難聴で筆談をしているが、弱視もあって小さい文字が読めない」など、生活のしづらさを感じることはないでしょうか。

「障害者差別解消法」では、事業者による“合理的配慮の提供”が令和6年4月1日から義務化されました。それでは“合理的配慮の提供”とはいったい何なのでしょう？

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応が必要との意思が示された際は、負担が重すぎない範囲で、事業者は対応することが求められます。

また、障がいのある人と事業者が話し合っ、お互いに理解し合いながら、共に対応策を検討することが重要とされます。



実際に前述の①～③の場合の事業者の対応を考えてみます。

《①の場合》

机に備え付けの椅子を片付け、車椅子のままテーブルにつけるスペースをつくる。

《②の場合》

ホワイトボードに書かれたものをスマホやデジタルカメラで撮影することを許可する。

《③の場合》

太いペンで大きな文字を書いて伝える。

以上のように、少しの工夫でやさしい社会をつくるのが“合理的配慮の提供”のあり方です。もし、お身体に不自由があり、困っておられることがあれば、社会の優しさに頼ってください。はつらつとした生活がそこに待っています。

☎0749-42-7691
☎0749-42-4690